

健康横浜21推進会議委員名簿

資料1

任期:令和10年3月31日まで

(五十音順・敬称略)

	役 職	氏 名	職 名
1	会長	水谷 隆史	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事
2	副会長	田口 敦子	慶應義塾大学 健康マネジメント研究科 看護医療学部 教授
3		伊藤 修身	(株)テレビ神奈川 営業局次長 兼 営業推進部長
4		太田 寛明	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部企画総務グループ 企画総務グループ長
5		小野 英明	JA横浜 組織部 部長
6		蟹澤 多美江	横浜市保健活動推進委員会 会長
7		佐藤 博樹	神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長
8		須貝 政則	一般社団法人 横浜市食品衛生協会 専務理事兼事務局長
9		瀬戸 卓	一般社団法人 横浜市薬剤師会 副会長
10		千葉 幸則	横浜南労働基準監督署 署長
11		堤 俊介	健康保険組合連合会神奈川連合会 理事・事務局長
12		西尾 泉	神奈川産業保健総合支援センター 産業保健専門職
13		二宮 威重	一般社団法人 横浜市歯科医師会 常務理事
14		長谷 章	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 前会長
15		長谷川 利希子	公益社団法人 神奈川県栄養士会 理事
16		長谷川 由希	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広告デジタル部 次長
17		松本 雅威	横浜市PTA連絡協議会 副会長
18		吉田 章	日本チェーンストア協会 相鉄ローゼン(株)経営管理本部 人事部 マネージャー
19		吉元 麻友美	公益財団法人横浜市スポーツ協会 スポーツ施設部 スポーツ施設課 マネジメント担当課長
20		米山 かおる	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長

令和6年度 健康横浜21関係課長会議 名簿

区・局	補 職	氏 名
瀬谷区	福祉保健課長	瀬戸 晶子
政策経営局	経営戦略課担当課長	林 正隆
にぎわいスポーツ文化局	スポーツ振興課長	高梨 潤一
経済局	中小企業振興課長	松本 圭市
こども青少年局	企画調整課長	柿沼 千尋
こども青少年局	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥津 秀子
健康福祉局	企画課長	松村 健也
健康福祉局	福祉保健課長	近藤 崇
健康福祉局	保険年金課長	丸山 直樹
健康福祉局	生活支援課指導・適正化対策担当課長	佐藤 紀幸
健康福祉局	障害施策推進課長	中村 剛志
健康福祉局	健康福祉局担当部長 (こころの健康相談センター長)	小西 潤
健康福祉局	高齢健康福祉課長	鴨野 寿美夫
健康福祉局	地域包括ケア推進課長	岩井 一芳
医療局	医療政策課長	新堀 大吾
医療局	がん・疾病対策課事業推進担当課長	高木 大輔
医療局	健康安全課担当課長	菅野 美穂
医療局	食品衛生課長	及川 知子
医療局	医療局担当部長 (衛生研究所感染症・疫学情報課長)	横山 涼子
みどり環境局	農業振興課長	田並 静
みどり環境局	公園緑地維持課長	田畑 有紀子
建築局	住宅政策課長	小林 和広
道路局	道路政策推進課	金澤 英俊
教育委員会事務局	教育課程推進室長	丹羽 正昇
教育委員会事務局	健康教育・食育課長	檜崎 佳代子

事務局

局	補 職	氏 名
健康福祉局	健康福祉局長	佐藤 泰輔
	健康推進部医務担当部長	北川 寛直
	健康推進部長	樋田 美智子
	健康推進部担当部長	佐藤 眞理代
	健康推進課長	岩松 美樹
	健康推進課担当課長	山崎 信吾
	健康推進課担当課長	石津 雄一郎
	健康推進課健康づくり担当係長	秋田 萌
	健康推進課担当係長	永井 絢子
	健康推進課担当係長	林 勝己
	健康推進課担当係長	安永 愛
	健康推進課担当係長	山口 拓真
	健康推進課担当係長	和賀登 功大

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日健保事第 3964 号（局長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 8 日健健推第 3307 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康横浜 2 1（以下「健康横浜 2 1」という。）の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の議長とする。

3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康推進課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。